土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が 生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が 行われます。

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。 【市町村等】



土砂災害ハザードマップの 作成・配布 (茨城県鉾田市)



住民による土砂災害 ハザードマップ確認状況 (鹿児島県垂水市)

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制 住宅宅地分譲や災害時要援護者関連 施設の建築のための行為は、基準に 従ったものに限って許可されます。 【都道府県】



建築物の構造規制 居室を有する建築物は、建築基準法に 定められた、作用すると想定される 衝撃等に対して建築物の構造が安全で あるかどうか建築確認がされます。 【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告 著しい損壊が生じるおそれのある 建築物の所有者等に対し、移転等の 勧告が図られます。 移転等については、住宅金融支援機構 の融資等の支援を受けられます。 【都道府県】